

## 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	2345	受 理 年 月 日	令和4年1月17日
件 名	民間保育園等職員の給与等運用事業補助金再構築の慎重な審議等		
要 旨	<p>2022年1月12日に教育福祉委員会に提案された民間保育園等職員の給与等運用事業補助金再構築後の制度の骨子は、現行の保育士の給与水準は、全体として維持・充実しうる予算額を確保するとしながらも、経験年数11年までの昇給財源しか保障しない、必要保育士数の8割しか正規職員を保障しない、給食室職員の保障は3人まで、うち一人は非正規単価での保障など、到底今までどおりの保育を保障することはできない。</p> <p>そもそも民間保育園等職員の給与等運用事業補助金は、他の自治体と比べても圧倒的に公立保育所が少ない京都市で、公立で働いても民間で働いても同じ待遇を保障しようということで作られた制度である。児童福祉法第24条第1項に基づき、自治体が責任を持つべき保育を民間に委託するうえで当然だと当時の京都市が判断したからこそこの補助金制度だったはずである。</p> <p>その制度（プール制）を10年前に保育サービスで評価し、その分をポイントで加算する仕組み（ポイント制）に変えて以降、京都市が使途を把握しないまま他職種の待遇改善や施設修繕への補助金を行わなかったために起こっている事態を、まるで各園に責任転嫁し、大幅な補助金削減をしようという今回の提案を通してしまって、今まで保障してきた京都の質の高い保育を継続することができない。</p> <p>人件費以外の補助をどうするのか、どれだけの額が削減され、どれだけの園が影響を受けるのか、そのための経過措置はないのかなど、示された骨子だけでは分からない。せめて全容を示して説明すべきではないか。くわえて、前回プール制をポイント制に変えたときには、第三者も含めた検討委員会が持たれている。今回も有識者はもちろん、現場の声もしっかりと聴いたうえで判断するべきである。</p> <p>また、4月実施予定のことだが、現場は卒園、進級、新年度準備と通常でも一番慌ただしい時期である。これ以上の混乱を招くことのないよう、せめて審議を先送りし、京都市に公的責任を果たすよう追求し、慎重に審議することを求める。</p> <p>については、民間保育園等職員の給与等運用事業補助金再構築後の制度についての審議を先送りし、検討委員会を設けて慎重に審議することを願う。</p> <p>なお、本陳情に署名307筆を添えて提出する。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教育福祉委員会		